

福島市公共事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、福島市公共事業評価実施要綱第7条第4項の規定に基づき、福島市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認める場合は、7人を超えて委員を追加することができる。この場合における当該委員の任期は、前項の規定にかかわらず、市長が指定する期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出その他の協力)

第5条 委員会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議については、原則公開とする。ただし、委員長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、会議に諮って非公開とすることができる。

なお、緊急を要する場合には委員長の判断によるものとする。

- (1) 会議において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。